報システム機構の認証業務に関す 電子署名等に係る地方公共団体情

、よる改正後の条文、平成二五法二八に、

関する法律」題名改正前の「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 でに施行)を織り込んだ条文を掲げる。ただし、 (平成二五法二八)による改正規定 (平成二八・一一・三○ま 改正のない

第一条 この法律は、電子署名及び電子利用者証明に係る地方公 関する制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名及 共団体情報システム機構 (以下「機構」という。)の認証業務に 効率化に資することを目的とする。 便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び び電子利用者証明の円滑な利用の促進を図り、もって住民の利

証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項第二条の この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認 に規定する電子署名であって、総務省令で定める基準に適合す

② この法律において「電子利用者証明」とは、電気通信回線に とができるとした者と同一の者であることを証明するもので に行う措置で、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うこ 接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際

③ この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用 あって、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

対応する符号であって、当該電子署名が当該署名利用者符号を「署名利用者符号」という。)と総務省令で定めるところにより のをいう。以下同じ。)が当該署名利用者のものであることの証用いて行われたものであることを確認するために用いられるも 号(当該署名利用者が電子署名を行うために用いる符号(以下規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符 う。)、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に 名についてその業務を利用する者(以下「署名利用者」とい この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署

電子利用者証明についてその業務を利用する者(以下「利用者 この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う

> 証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。 認するために用いられるものをいう。以下同じ。)が当該利用者 該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確 ところにより対応する符号であって、当該電子利用者証明が当 該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うために用いる符号 証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号(当 証明利用者」という。)又は第三十六条第二項に規定する利用者 (以下「利用者証明利用者符号」という。)と総務省令で定める

第

第一節 署名認証業務 第一款 署名用電子証明書

じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して、れている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同年三条① 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録さ 下同じ。)をいう。以下同じ。)の発行の申請をすることができ れる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成さ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以 よっては認識することができない方式で作られる記録であっ 機構に対し、自己に係る署名用電子証明書(署名利用者検証符 (署名用電子証明書の発行)

ならない。 政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載さる市町村の市町村長 (以下「住所地市町村長」という。)に対し、 書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければ れている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十 者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備え 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請 (同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載した申請 号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項

① 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をした出を申請者に求めることができる。出を申請者に求めることができる。 ときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録され 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けた 確認」という。)をするものとし、署名利用者確認のため、総務 ている者であることの確認(以下この条において「署名利用者

同じ。)に記録するものとする。 める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。 ときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利 いう。第二十二条第四項において同じ。)その他の総務省令で定 年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードを 個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五 れらを当該申請者の個人番号カード(行政手続における特定の 用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、こ

及び署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。 務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、

又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することに に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構務省令で定めるところにより、住所地市时特技と機構の使用。第五項の規定による署名用電子証明書の通知は、総第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の よって行うものとする

(署名利用者符号の適切な管理)

第四条 署名利用者は、総務省令で定めるところにより、当該署 他署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。 名利用者の署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その

第五条 署名用電子証明書の有効期間は、総務省令で定める (署名用電子証明書の二重発行の禁止)

第六条 署名利用者は、当該署名利用者に係る署名用電子証明書 名用電子証明書の発行を受けることができない が第十五条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて署

第七条 署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するもの

署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間

署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する

基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる 事項で総務省令で定めるもの 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民

第八条 機構は、署名用電子証明書を発行したときは、総務省令 定める期間保存しなければならない。 う。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規む。) 及び当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係 定する住民票コード(以下「署名用電子証明書発行記録」とい 子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含 で定めるところにより、当該署名用電子証明書(当該署名用電 (署名用電子証明書発行記録の記録)

(署名用電子証明書の失効を求める旨の申請

子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとすころにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電の 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めると

四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとす で定めるところにより、当該通知に係る署名用電子証明書を第 総務省令

(署名用電子証明書の有効期間)

(署名用電子証明書の記録事項)

□ その他総務省令で定める事項 事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)

第九条① 署名利用者は、機構に対し、当該署名利用者に係る署 ② 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の 書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内定による記録をたときは、総務省令で定めるところにより」と、「申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前 「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのはは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるの容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号 名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。 「機構」と読み替えるものとする。

当該申請に電子署名を行わなければならない。 回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信 第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところ。 署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、 該署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号を用いて、 り第一項の申請をすることができる。この場合においては、当

術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条④ 第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技 の規定は、適用しない。 (署名利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用 くなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構に 者符号を記録した第三条第四項の電磁的記録媒体が使用できな

届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申②)第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項のその旨の届出をしなければならない。 録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「届出者」と、同条第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第三項中「前項の規定による記と、同条第三項中「申請者」とあるのは「届出書」とあるのは「届出書」とあるのは「届出書」とあるのは「届出書」 村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長又は 名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子のは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署 「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とある 「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは

行の番号、第九条第一項の申請があった旨又は前条第一項の届構は、直ちに、当該申請又は届出に係る署名用電子証明書の発第一一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機 年月日(以下「署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する 総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、

(署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

れを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければな

(署名利用者異動等失効情報の記録

第一二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構 報」という。)によって署名利用者が次に掲げる事由のいずれか 保存本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情 日から政令で定める期間保存しなければならない。 ころにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした 及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下 行した署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨 に該当することを知ったときは、直ちに、当該署名利用者に発 「署名利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めると

部又は一部について記載の修正(総務省令で定める軽微な修げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲 正を除く。)があったこと 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち

(署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録) 当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと

第一三条 機構は、前条に定めるもののほか、署名用電子証明書 令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当 明書の発行の番号、署名用電子証明書記録誤り等があった旨及 ちに、当該署名用電子証明書記録誤り等があった署名用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直のがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「署名用電 けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるも 該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならな びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下 に記録された事項について、当該署名用電子証明書の発行を受 「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記

第一四条 機構は、署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発 令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当 をこの条の規定により記録する年月日(以下「署名用電子証明証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項 用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったと うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏え 該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならな 書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省 電子署名を行った署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子 きは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて いし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「署名 行者署名符号(機構が署名用電子証明書について電子署名を行

第一五条① 署名用電子証明書は、(署名用電子証明書の失効) 次の各号のいずれかに該当す

るときは、その効力を失う

- 情報を記録したとき 機構が第十一条の規定により署名用電子証明書失効申請等
- 記録したとき。 機構が第十三条の規定により署名用電子証明書記録誤り等 機構が第十二条の規定により署名利用者異動等失効情報を
- 四 機構が前条の規定により署名用電子証明書発行者署名符号 に係る情報を記録したとき
- Ŧi. の漏えい等に係る情報を記録したとき 署名用電子証明書の有効期間が満了したとき

2

- 当該署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければな名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び 電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該署 失われたときは、署名用電子証明書記録誤り等があった署名用 機構は、前項第三号の規定により署名用電子証明書の効力が
- その旨を公表しなければならな が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく 機構は、第一項第四号の規定により署名用電子証明書の効力

2

(署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

証明書失効情報ファイル (一定の時点において保存されている第一六条 機構は、総務省令で定めるところにより、署名用電子 作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなけれるに体系的に構成したものをいう。以下同じごを定期的に 電子証明書失効情報を電子計算機を用いて破することが改することがです。 以下同じごの集合物であって、それらの署名用 ばならない。 より保存する署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係 署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定に る署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する 名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存す 署名用電子証明書失効情報(第十一条の規定により保存する署

|款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失

名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を第一七条① 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署 よる同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定に ろにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならな る場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めるとこ 係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとす の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に (署名検証者等に係る届出等)

同じ。) 関する法律第二条第二号に規定する行政機関等をいう。以下 行政機関等(行政手続等における情報通信の技術の利用に

要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機二 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必 登録し、認定し、又は承認した者 る業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、 関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答す

電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定

るものとして総務大臣が認定する者 る特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合す電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定す

証明を行ったことの確認を政令で定める基準に適合して行う利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者 ことができるものとして総務大臣が認定するもの 該電子署名を行ったこと又は利用者証明利用者が行った電子 された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当 前各号に掲げる者以外の者であって、署名利用者から通知

② 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定をけなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。う。)は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受う。) 前項第五号又は第六号の認定(次項において「認定」とい

取り消すことができる。

られるとき 令で定める基準に適合して行うことができなくなったと認めしなくなったとき又は同項第六号に規定する確認を同号の政認定を受けた者が第一項第五号の政令で定める基準に適合

十三条の規定に違反したとき 条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき 認定を受けた者が第十九条、第五十条第一項又は第五十二 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五

四 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署 用する同条第一項の規定に違反したとき。 階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項において準磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。)の委託(二以上の段 集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類す処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編 る処理をいう。)又は情報の入力のための準備作業若しくは電 名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等(電子計算機

六 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれら二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。 託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委五、認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した五、認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した の者であった者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

八 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署 名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以 の者であった者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれら

> 若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第二項上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員 規定に違反したとき。

その役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五 託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくは 利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委 条第二項の規定に違反したとき。 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した

に違反したとき

定に違反したとき。

らかじめ、取決めを締結しなければならない。 意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あより提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たって合 名検証者」という。は、機構が次条第一項及び第二項の規定に第一項の届出を受けた機構及び当該届出をした者(以下「署 意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、

証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(第一号第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子 という。の範囲の届出をしなければならない。十条第一項の規定による回答を受ける者(以下「署名確認者」 を提供する場合に限る")には、あらかじめ、機構に対し、総務び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録機関にあっては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等及 請、届出その他の手統を行う場合に、第二号に掲げる団体又は基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申 する保存期間に係る署名用電子証明書矢効情報の提供及び同条 をするため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定 省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第一 で政令で定めるものに対して第二十条第一項の規定による回答 に掲げる団体にあっては当該団体に所属する者が法律の規定に 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者

は年の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁本で政令で定めるもの 体で政令で定めるもの

必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政一 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に 令で定めるもの

第四項の規定は、前項の届出を受けた機構及び当該届出

た者(以下「団体署名検証者」という。)について準用する。 (署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等)

② 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところに 過していない署名用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の効情報(第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経 ところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失 「署名検証者等」という。)の求めがあったときは、政令で定めるる確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者(以下 提供を行うものとする。

ときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲 明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあった 書失効情報ファイルをいう。以下同じ。)の提供を行うことがで十六条の規定による保存期間が経過していない署名用電子証明より、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(第 げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下 「対応証明書の発行の番号」という。)を提供するものとする。 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証

3

あったとき 第二十四条の規定による有効期間が経過してい 項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めが に係る署名用電子証明書の発行の番号 規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者 名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき 第五条の 署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一 利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る署

4 る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行のよる保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係 があると認めるときは、署名検証者等に対する前三項の規定に 番号の提供を停止することができる。 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれ 証明書の発行の番号

ない当該署名利用者に係る同項に規定する利用者証明用電子

五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項までの規定に 違反したとき 署名検証者等が次条、第二十条第一項若しくは第三項、第

て準用する同条第一項の規定に違反したとき。 の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条第二項におい 用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名

者であった者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。 署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの

規定に違反したとき。 しくは職員又はこれらの者であった者が第五十四条第二項の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若 用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名

ている者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事し を受けて行う第五十条第一項に規定する受領した署名用電子 署名検証者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)

る署名用電子証明書矢効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書矢効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書矢効情報又は第二項の規定による保存期間に係がある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署 六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれ 失効情報又は同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証 条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書 証者である場合において、第三十七条第三項の規定により同 明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止されたとき

第四項の規定に違反したとき 署名確認者が第二十一条、第五十条第三項又は第五十二条

明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

む。)を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含一 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答の

であった者が第五十四条第三項において準用する同条第 規定に違反したとき であった者が第五十四条第三項において準用する同条第一項署名確認者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者

者であった者が第五十四条第三項において準用する同条第二む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含 項の規定に違反したとき の規定に違反したとき 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答の

違反したとき 者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に 算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた 受けて行う第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計 署名確認者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を

2

(署名検証者の義務)

証明書の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が第十名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子第二九条① 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の署 ればならない。 利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなけ 用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名 五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名

いることの確認以外の目的に利用してはならない 名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われて ともに通知された情報について行われている電子署名が当該署 に記録された署名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書と 署名検証者は、署名利用者から通知された署名用電子証明書

第二〇条① 団体署名検証者は、次条第一項の規定による確認を 電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用 しようとする署名確認者の求めがあったときは、第十八条第一 (団体署名検証者の義務)

> 答しなければならない。 で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回条第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令 情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五

項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認め 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第五

以外の目的に利用してはならない。 号に対応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認 名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書とともに通知され るときは、前項の規定による回答をしないことができる。 た情報について行われている電子署名が当該署名利用者検証符 通知を受領したときは、当該署名用電子証明書に記録された署 符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の 団体署名検証者は、署名確認者から署名利用者の署名利用者

(署名確認者の義務) (旧法の第一九条の二)

第二一条① 署名確認者は、署名利用者から当該署名利用者の署 る。」は、当該署名用電子証明書が第十五条第一項の規定によりる。」は、当該署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により、電子の機の等がに必要な電磁的記録を提供する場合に限している。 電子署名が行われたことを確認しなければならない。 効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録され 名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子 た署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該 の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その 証明書の通知を受領したとき(第十七条第五項第一号に掲げる 団体に所属する署名確認者にあっては法律の規定に基づき他人

名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われて ともに通知された情報について行われている電子署名が当該署 いることの確認以外の目的に利用してはならない に記録された署名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書と 署名確認者は、署名利用者から通知された署名用電子証明書

利用者証明認証業務

第一款 (法二八により本節追加) 利用者証明用電子証明書

第二二条① 下同じ。)の発行の申請をすることができる であることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以書(利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のもの長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明 (利用者証明用電子証明書の発行) 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村

2 により、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち 者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところ 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請

> ければならない。 た申請書 (以下この条において「申請書」という。)を提出しな る事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載し住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げ

の提示又は提出を申請者に求めることができる。 ときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録され のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類 利用者確認」という。)をするものとし、利用者証明利用者確認 ている者であることの確認(以下この条において「利用者証明 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けた

》 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総の総務省令で定める電磁的記録媒体に記録するものとする。 利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検 証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードその他 をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認

ころにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る利用者証 及び利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。 のとする。 明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するも 務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めると

書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するもので定めるところにより、当該通知に係る利用者証明用電子証明 とする。 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令

信することによって行うものとする。 方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送 は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手 の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書)第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証

第二三条 利用者証明利用者は、総務省令で定めるところによ

(利用者証明利用者符号の適切な管理)

第二四条 利用者証明用電子証明書の有効期間は、(利用者証明用電子証明書の有効期間) り、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号の漏えい、 を行わなければならない。 滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理 (利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を第二五条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者に係る利 ことができない。 失わない限り、重ねて利用者証明用電子証明書の発行を受ける

第二六条 利用者証明用電子証明書には するものとする。 (利用者証明用電子証明書の記録事項 次に掲げる事項を記録

効期間の満了する日 利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有

符号に関する事項で総務省令で定めるもの その他総務省令で定める事項 利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者檢

(利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第二七条 機構は、利用者証明用電子証明書を発行したときは、 体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しな 発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されているに係る電磁的記録を含む。)及び当該利用者証明用電子証明書の (当該利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用電子証明書 ければならない。 住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下 「利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒

(利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請)

第二八条① 利用者証明利用者は、機構に対し、当該利用者証明 利用者に係る利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請 をすることができる。

地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。 長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所 用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村 明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明 ろにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、 項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中 「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは 「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるとこ 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前

用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わな場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利 に送信することにより第一項の申請をすることができる。この 計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機 定めるところにより、当該利用者証明利用者の使用に係る電子 項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で 利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二条第一 ければならない 第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技 利用者証明利用者が署名利用者である場合においては、当該

術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。 (利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、第二九条① 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の利用 電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長 又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二条第四項の ・速やかに機構にその旨の届出をしなければならな

2 第二士 条第 項 第 三項 第五項及び第八項の規定は、

> と、機構又は住所地市町村長、とあるのは、機構と読み替えと、(機構)とは田村春証明書」とあるのは、信所地市町村長と、(信所地市町村長)とあるのは、信所地市町村長の上まる利用春証明和事証明書」とあるのは、信出書の内容 「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中 号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の のは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符 るのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とある よる記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあ 請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定に 書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申

るものとする

第三〇条 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受け(利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録) る期間保存しなければならない。 的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定め 請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁により記録する年月日(以下「利用者証明用電子証明書失効申 前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定証明書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があった旨又は た機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る利用者証明用電子

用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったとき第三一条 機構は、機構保存本人確認情報によって利用者証明利(利用者証明利用者異動等失効情報の記録) 用者異動等失効情報」という。を、総務省令で定めるところに項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明利 子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事は、直ちに、当該利用者証明利用者に発行した利用者証明用電 政令で定める期間保存しなければならない。 より、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から

2

除く。 「転出届」という。)に基づき当該住民票が消除された場合を民基本台帳法第二十四条の規定による届出(次号において当該利用者証明利用者に係る住民票が消除されたこと(住

による届出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定 の予定年月日から三十日を経過したこと。 当該利用者証明利用者が転出届をした場合において、当該

利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録

第三二条 あることを知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明 漏れ(以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。)が ついて、当該利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録 電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明用 利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事 書記録誤り等があった利用者証明用電子証明書の発行の番号、 機構は、利用者証明用電子証明書に記録された事項に

> めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録 をした日から政令で定める期間保存しなければならない。 (利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情

電子証明書発行者署名符号(機構が当該利用者証明用電子証明第三三条 機構は、利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用 規定により記録する年月日(以下「利用者証明用電子証明書発 用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った利用者漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該利用者証明下この条において「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の 条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以 書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この 録をした日から政令で定める期間保存しなければならない 定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記 行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で 者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の 証明用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書発行

(利用者証明用電子証明書の失効)

第三四条① 利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに

該当するときは、その効力を失う。 申請等情報を記録したとき。 機構が第三十条の規定により利用者証明用電子証明書失効

効情報を記録したとき。 機構が第三十一条の規定により利用者証明利用者異動等失

録誤り等に係る情報を記録したとき □ 機構が前条の規定により利用者証明用電子証明書発行者署 機構が第三十二条の規定により利用者証明用電子証明書記

名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき

証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない 用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該利用者証明用電子を明書に利用者証明用電子証明書に利用者証明 あった利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用 効力が失われたときは、利用者証明用電子証明書記録誤り等が)機構は、前項第三号の規定により利用者証明用電子証明書の五 利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅③ 機構は、第一項第四号の規定により利用者証明用電子証明書 滞なくその旨を公表しなければならない。の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、

第三五条 機構は、総務省令で定めるところにより、利用者証明 明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。 り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する利用者証 条の規定により保存する利用者証明利用者異動等失効情報、第 り保存する利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十一ている利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条の規定によ 以下同じ。)の集合物であって、それらの利用者証明用電子証明 用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存され 二十二条の規定により保存する利用者証明用電子証明書記録誤 (利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならな 体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、 書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように

子証明書失効情報等の提供

利用者証明検証者に対する利用者証明用電

(利用者証明検証者に係る届出等

第三六条① 第十七条第一項各号に掲げる者は、 める旨の届出をしなければならない。 構に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求敬ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情 者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当二六条① 第十七条第一項各号に掲げる者は、利用者証明利用 証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による 次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者 該電子利用者証明を行ったことを確認するため、機構に対して

定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たっ者証明検証者」という。)は、機構が次条第一項及び第二項の規) 前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者(以下「利用 て、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。 て合意しておくべきものとして総務省令で定める事項につい

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報

の提供等)

第三七条① 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとす が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間ろにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書 下同じ。)の提供を行うものとする。 が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報をいう。 る利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるとこ

ろにより、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報② 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるとこ の提供を行うことができる。 利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。) ファイル(第三十五条の規定による保存期間が経過していない

があると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規③ 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれ 供を停止することができる。 保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は

条の規定に違反したとき。 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十二

らの者であった者が第五十五条第一項の規定に違反したと 第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。 委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が同条 た利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の 利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれ 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領し

五条第二項の規定に違反したとき はその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十 委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者若しく た利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領し

事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する む。)を受けて行う第五十一条第一項に規定する受領した利用 利用者証明検証者の委託 (二以上の段階にわたる委託を含 ル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。 失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイ 定に違反したとき 十八条第四項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第

者証明に関して利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき者証明和用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用第三八条① 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用 より効力を失っていないこと及び当該利用者証明用電子証明書は、当該利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定に 利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認 に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明 しなければならない。

2 符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはが当該利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者 を、当該利用者証明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明 者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号》 利用者証明検証者は、利用者証明利用者から通知された利用

第三節 認証事務管理規程等

(法二八により本節追加)

第三九条① 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務 認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき 令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の の実施に関する事務(以下「認証事務」という。)に関し総務省 も、同様とする。

2 が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めると) 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程 機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができ

第四〇条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に 関する事項で総務省合で定めるものを記載した帳簿を備え、 存しなければならない (帳簿の備付け)

5

失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書 応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及 報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対 三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第

り、報告書を作成し、これを公表するものとする。 ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところによ (監督命令)

要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施に関し第四二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必 監督上必要な命令をすることができる。

況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施の状態の実施の状態を確保するため きる。 の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがで 立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類そ (報告及び立入検査

(利用者証明検証者の義務

ければならない。 明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しな 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証

められたものと解釈してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認

3

(認証業務情報の安全確保) 認証業務情報等の保護

第四四条① 者証明用電子証明書発行記録、利用者証明用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用界四四条① 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明 なければならない 他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じ 機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その 業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、 報及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(以下「認証 2

た業務を行う場合について準用する。 委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託し) 前項の規定は、機構から認証業務情報の電子計算機処理等の

(旧法の第二〇条)

旧第二一条 (法二八により削る) (認証業務情報の利用及び提供の制限

第四五条 機構は、次に掲げる場合を除き、 又は提供してはならない 認証業務情報を利用

失効情報の記録のために署名用電子証明書発行記録を利用す 第十一条から第十四条までの規定による署名用電子証明書 第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証

明書失効情報を提供する場合

明書失効情報ファイルを提供する場合 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提 第十八条第二項の規定により保存期間に係る署名用電子証

証明書発行記録を利用する場合 供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子

行記録を利用する場合 子証明書失効情報の記録のために利用者証明用電子証明書発第三十条から第三十三条までの規定による利用者証明用電

用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第四六条 機構及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業 業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。 務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する 一八により追加)

旧第二一条 (法二八により削る)

(機構の役職員等の秘密保持義務)

第四七条① 署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書 密を漏らしてはならない 機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘 明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は署名用電子 関して知り得た署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証 員会の委員を含む。)又はこれらの職にあった者は、その事務に 第二十九号)第二十六条第一項に規定する認証業務情報保護委 は職員(地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律 の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しく の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報 証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算

明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電 関する秘密又は署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証 は、その委託された業務に関して知り得た署名用電子証明書若た者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者 算機処理等の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け しくは利用者証明用電子証明書の発行若しくは認証業務情報に の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計 **士計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。** 機構から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書

用する。

(市町村の職員等の秘密保持義務) (旧法の第二三条)

子証明書文は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機 関文は職員であった者は、その事務に関して如り程を署名用電 供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職 第四八条の 署名用電子証明書とは利用者証明用電子証明書の提

② 市町村長から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証 たる委託を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又明書の提供に係る電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわ 処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明

用電子証明書失効情報を提供する場合

第四九条① 機構の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない 得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係

(旧法の第二三条)

はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り

処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、

その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、 の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機 受けて行う署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書

不当な目的に使用してはならない。

t

(法二八により追加) 同意した事務を機構が遂行する場合 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が ② 市町村長の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け

(旧法の第二四条) (署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の

していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人 係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事

て行う署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に

に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない

第五〇条① 第十八条第一項から第三項までの規定により保存期 た署名用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受 算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領し 下「受領した署名用電子証明書失効情報等」という。)の電子計電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号(以期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用 子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電 領した署名用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要 を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存

失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる 委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準 な措置を講じなければならない。 前項の規定は、署名検証者等から受領した署名用電子証明書

子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領の規定により受けた回答(以下「受領した回答」という。)の電)第二十条第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項 した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管

前項の規定は、署名確認者から受領した回答の電子計算機処理のために必要な措置を講じなければならない。 理等の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が 受託した業務を行う場合について準用する。

(利用者証明検証者による受領した利用者証明用電子証明書失

効情報等の安全確保等

2 第五一条① 第三十七条第一項又は第二項の規定により保存期間 な措置を講じなければならない。 利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した 明用電子証明書失効情報ファイル(以下「受領した利用者証明 に当たっては、当該利用者証明検証者は、受領した利用者証明 用電子証明書失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行う 利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証 証明検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る 用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を受けた利用者 に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利

階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段) 前項の規定は、利用者証明検証者から受領した利用者証明用 について準用する。 (法二八により追加)

(署名検証者等の受領した署名用電子証明書失効情報等の利用 及び提供の制限等)

第五二条① 署名検証者は、第十九条第一項の規定により署名用 イルの全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、 れらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明 る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、こ は提供してはならない。 書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファ た保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係 範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受け 電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な 又

② 利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に 発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号を利用電子証明書の現定により提供を受け入が証明書の相信、部門用電子証明書の規定により提供を受け入が証明書の係る署名用電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲への番号のでは署名利用者に係る利用 供してはならない。 の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提

3 についての回答をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又証明書が効力を失っていないことの確認をし、当該確認の結果 認及び回答以外の目的のために利用し、又は提供してはならな る署名用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確 た保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係 ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受け 証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報 は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子 団体署名検証者は、第二十条第一項の規定により署名用電子

4 で、受領した回答を利用するものとし、受領した回答の全部又明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内 署名確認者は、第二十一条第一項の規定により署名用電子証 受領した回答を利用するものとし、受領した回答の全部又

> は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供しては ならない。

(利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情

第五三条 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により 失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用 情報等を利用するものとし、受領した利用者証明用電子証明書 るため必要な範囲内で、受領した利用者証明用電子証明書失効 利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をす

し、又は提供してはならない。(法二八により追加) (署名検証者等の職員等の秘密保持義務等)

若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して処理等に関する事務に従事する署名検証者等若しくはその役員第五四条① 受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機 関する秘密を漏らしてはならない。 は受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に 知り得た受領した署名用電子証明書失効情報等に関する秘密又

ならない 明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしては電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した署名用電子証 た者は、その委託された業務に関して知り得た受領した署名用 受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であっ 子計算機処理等の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。)を 署名検証者等から受領した署名用電子証明書失効情報等の電

3 あるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。 おいて、前二項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」と 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合に

(旧法の第二七条)

第五五条① 等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。 等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報 計算機処理等に関する事務に従事する利用者証明検証者若しく 関する秘密を漏らしてはならない した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領 の者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領 を含む。)を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれら 情報等の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託 はその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事 した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に 利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効 (利用者証明検証者の職員等の秘密保持義務等 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子

(法二八により追加) 等の受託者等の義務等 (受領した署名用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理

せ、又は不当な目的に使用してはならない。 いて、同項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とある 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合にお

子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事してい

た者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知ら

のは、「受領した回答」と読み替えるものとする。 (旧法の第二八条)

機処理等の受託者等の義務) (受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る電子計算

を含む。)を受けて行う受領した利用者証明用電子証明書失効情五七条 利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託 事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他 報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従 より追加) 人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。(法二八に

第五八条① 何人も、機構に対し、 (自己の認証業務情報の開示)

同じ。)を請求することができる 務情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下いて、政令で定める方法により、その開示(自己に係る認証業 自己に係る認証業務情報につ

係る認証業務情報について開示をしなければならない。 をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に 機構は、前項の開示の請求があったときは、当該開示の請求

(開示の期限) (旧法の第二九条)

第五九条① 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日か ら起算して三十日以内にしなければならない

定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定機構は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規 る方法により通知しなければならない する期間内に、当該開示の請求をした者に対し、同項の期間内 に開示をすることができない理由及び開示の期限を政令で定め (旧法の第三〇条)

(開示の手数料)

た者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務第六一条① 機構は、第五十八条第二項の規定により開示を受け 第六〇条 機構は、第五十八条第一項の規定により自己に係る認 は、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合に情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除 を受けて定める額の手数料を徴収することができる。(法 により追加) 証業務情報の開示の請求をする者から、機構が総務大臣の認可 (自己の認証業務情報の訂正等)

報の内容の訂正等を行わなければならない

含む。)を受けて行う受領した署名用電子証明書失効情報等の電第五六条① 署名検証者等の委託(二以上の段階にわたる委託を 第二項の規定により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨き、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、第五十八条 機構は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行ったと

法により通知しなければならない。(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を政令で定める方

旧第三三条 (法二八により削る) 第六二条 機構及び市町村長は、この法律の規定により機構及び 理に努めなければならない。(旧法の第三二条) 市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処 (署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号

の利用制限等

第六三条① 機構、署名検証者等、署名確認者又は利用者証明 るものを構成してはならない。 ベースに記録された情報が他に提供されることが予定されてい ものをいう。以下この項において同じ。)であって、 計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した 以外の者に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子 データベース(自己以外の者に係る署名用電子証明書の発行の 番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号を含む当該自己 の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の記録された 証者以外の者は、何人も、業として、署名用電子証明書の発行 当該データ

ることができる。 されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告す 対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止 行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に いて、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する 総務大臣は、前項の規定に違反する行為が行われた場合にお

従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従) 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に うべきことを命ずることができる。 (法二八により追加)

(報告及び検査)

りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関しな要があると認めるこきは、その必要と認めるに足関している史認めるには、前条第二項又は第二項の規定による措 帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、 め、又はその職員に、同項の規定に違反していると認めるに足

明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しな② 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証 ければならない。

|第四章(第三四条―第五四条)(法二八により削る)(法二八により追加) められたものと解釈してはならな 第一項の規定による立入検査の権限は、

犯罪捜査のために認

雑則

第六五条 総務大臣は、機構の認証業務に係る技術の評価に関す 第六六条① 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度におい 他の援助を行うよう努めなければならない。(旧法の第五五条)用者及び利用者証明利用者に対し必要な情報の提供、助言その る調査及び研究を行うとともに、機構及び市町村並びに署名利

2 施の状況に関し必要な報告を求めることができる。 及び裁判所を除く。同項において同じ。)に対し、その業務の実 じ。)及び団体署名検証者並びに利用者証明検証者(行政機関等 し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることがで て、第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者に対 (行政機関等及び裁判所を除く。第七十八条第二項において同 機構は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者

(旧法の第五六条)

第六七条① 手数料を徴収することができる。 第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の

明書失効情報の提供に係る事務 第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証

供に係る事務 明書失効情報ファイルの提供に係る事務 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提 第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証

発行に係る事務 第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の

七 第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明 用電子証明書失効情報の提供に係る事務 第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明

2 しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならな 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更 用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。 (法二八により追加) 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数

(機構がした処分等に係る不服申立て)

十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。て不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三 (法二八により追加) 機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為につい

第六九条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証業務の 実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成 し、これを公表しなければならない。(旧法の第五七条)

第七〇条―第七二条 (略、旧法の第五八条―第六〇条)

罰則(旧法の第六章

第七三条① 行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す て、不実の署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書を発 機構に対し、その認証業務に関し、虚偽の申請をし

2 (旧法の第六一条) 前項の未遂罪は、罰する。

三項において準用する場合を含む。若しくは第二項(同条第三第七四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項(同条第 金に処する。(旧法の第六二条) して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰 項において準用する場合を含む。)又は第五十五条の規定に違反

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(法二八に第七五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、 より追加)

旧第六三条 (法二八により削る)

第七六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為 かったとき 第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せ 若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しな

質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査 第四十三条第一項の規定による報告を求められて、報告を

虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若第七七条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは より追加) しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 (旧法の第六四条) (法三八に

報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号又は第七八条① 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、 又は利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。 ず、又は虚偽の報告をした署名検証者若しくは団体署名検証者 第六号の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。 第六十六条第二項の規定による報告を求められて、報告をせ

第七九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ 法人又は人に対して各本条の刑を科する。(旧法の第六六条) び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その の他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条及 等に関する法律の施行に伴う関係法律整備法中経過規定行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

(旧法の第六五条)

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部

に前条の規定による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認第三二条① 第三号施行日 (附則第三号に掲げる規定の施行の日) 前 従前の例による 号とみなす。ただし、電子証明書の有効期間については、なお 個人認証法第十四条に規定する署名用電子証明書発行者署名符 方公共団体情報システム機構)が発行した署名用電子証明書と、 公的個人認証法」という。) 第三条第六項の規定により機構 (地 ステム機構の認証業務に関する法律(以下この条において「新 条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報シ 電子証明書(以下この条において「電子証明書」という。)は前 という。)第三条第六項の規定により都道府県知事が発行した 旧公的個人認証法第十四条に規定する発行者署名符号は新公的 証業務に関する法律(以下この条において「旧公的個人認証法」

り機構が保存する署名用電子証明書失効情報ファイルとみな 漏えい等に係る情報又は新公的個人認証法第十六条の規定によ 公的個人認証法第十三条の規定により機構が保存する署名用電 条の規定により機構が保存する署名利用者異動等失効情報、新 保存する署名用電子証明書発行記録、新公的個人認証法第十二 イルは、それぞれ新公的個人認証法第八条の規定により機構が 道府県知事若しくは指定認証機関が保存している失効情報ファ 等に係る情報又は旧公的個人認証法第十六条の規定に基づき都若しくは指定認証機関が保存している発行者署名符号の漏えい 県知事若しくは指定認証機関が保存している記録誤り等に係る 等失効情報、旧公的個人認証法第十三条の規定に基づき都道府 関」という。) が保存している発行記録、旧公的個人認証法第十 項に規定する指定認証機関(以下この条において「指定認証機基づき都道府県知事若しくは旧公的個人認証法第三十四条第一基づき都道府県知事若しくは旧公的個人認証法第三十四条第一第三号施行日において現に旧公的個人認証法第八条の規定に 規定により機構が保存する署名用電子証明書発行者署名符号の 子証明書記録誤り等に係る情報、新公的個人認証法第十四条の 情報、旧公的個人認証法第十四条の規定に基づき都道府県知事 基づき都道府県知事若しくは指定認証機関が保存している異動 している失効申請等情報、旧公的個人認証法第十二条の規定に 一条の規定に基づき都道府県知事若しくは指定認証機関が保存

田公的個人認証法第二十五条第一項に規定する受領した失効項によりされた届田は、新公的個人認証法第二十五条第一項の規定によりされた届田とみなず、新公的個人認証法第十七条第一項又は第五項の規定によりされた届田とみなす。

項に規定する受領した回答とみなす。 子証明書失効情報ファイル又は新公的個人認証法第五十条第三 る署名用電子証明書失効情報若しくは保存期間に係る署名用電 第一項若しくは第二項の規定により提供を受けた保存期間に係 領した回答」という。) は、それぞれ新公的個人認証法第十八条 は同条第三項に規定する受領した回答(次項の表において「受 情報等(次項の表において「受領した失効情報等」という。)又 公的個人認証法の規定は、なおその効力を有する。) 次の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる旧

|おいて同じ。) の電子計算機処理等に関する||規定する認証業務情報をいう。以下この表に 都道府県知事から電子証明書の発行に係る電 表において同じ。)に関する事務又は認証業 規定する電子計算機処理等をいう。以下この(旧公的個人認証法第十七条第三項第三号に 都道府県知事 計算機処理等の委託を受けた者であった者又 子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子 事務に従事する都道府県の職員であった者 務情報(旧公的個人認証法第二十条第一項に 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等

第第二

条

T

の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務都道府県知事の委託を受けて行う電子証明書 当該委託を受けた者の役員若しくは職員で 情報の電子計算機処理等に関する事務に従事 算機処理等の委託を受けた者であった者又は 市町村長から電子証明書の提供に係る電子計 第二十四条 第第 項王 条

者 関する事務に従事する市町村の職員であった 関する事務に従事する市町村の職員であった 者

第第

項土

三条

は当該委託を受けた者の役員若しくは職員で

項

Ŧ

- 事していた者 | 供に係る電子計算機処理等に関する事務に従 | 中町村長の委託を受けて行う電子証明書の提 2二十四条 三項

者等をいう。以下この表において同じ。)でな事務に従事する署名検証者等(旧公的個する事務に従事する署名検証者等(旧公的個受領した失効情報等の電子計算機処理等に関 第二十七条

計算機処理等の委託を受けた者であった者又署名検証者等から受領した失効情報等の電子 は職員であった者 あった者又は当該署名検証者等の役員若しく は当該委託を受けた者の役員若しくは職員で 第二十七条

署名確認者から受領した回答の電子計算機処一第二 う。以下この表において同じ。) であった者又 第十七条第五項に規定する署名確認者をい 務に従事する署名確認者(旧公的個人認証法 受領した回答の電子計算機処理等に関する事 は当該署名確認者の役員若しくは職員であっ 第三項にお る同条第 第二十七条 二十七条

していた者 情報の電子計算機処理等に関する事務に従事の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務がに従事	を受けた者の役員若しくは職員 等の委託を受けた者であった者 関から電子証明書の発行に係る	報保護委員会の委員を含む。)であった者証法第三十九条第一項に規定する認証業務情指定認証機関の役員又は職員(旧公的個人認	密名確認者の委託を受けて行う受領した回答 の電子計算機処理等に関する事務に従事していた者	従事していた者という。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	託を受けた者の役員若しくは職員であった者理等の委託を受けた者の役員若しくは職員であった者
条第二年 の第二十年 の で 単 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	第第四十 一条	第四年一条	項 同 第二十八条 第二十八条	第二項第二十八条	項 る同条第二 はて準用す

例による。 日においてまだ収受されていないものについては、なお従前の び同条第五項に規定する情報提供手数料であって、第三号施行 旧公的個人認証法第三十四条第四項に規定する発行手数料及

条第一 耳

- 法第四十条の規定により機構が保存する帳簿とみなす。 定により指定認証機関が保存している帳簿は、新公的個人認証が、第二号施行日において現に旧公的個人認証法第四十五条の規 第三号施行日において現に旧公的個人認証法第四十六条第一
- 個人認証法第五十三条第一項において準用する旧公的個人認証により指定認証機関に対してされている開示の請求又は旧公的項において準用する旧公的個人認証法第二十九条第一項の規定 第六十六条第一項の規定によりされた報告の求めとみなす。 いる訂正等の求めは、それぞれ新公的個人認証法第五十八条第 法第三十一条第一項の規定により指定認証機関に対してされて 第三号施行日において現に旧公的個人認証法第五十三条第一 八認証法第六十一条第一項の規定により機構に対してされた訂 項の規定により機構に対してされた開示の請求又は新公的個

りされた命令又は新公的個人認証法第四十三条第一項若しくは 告の求めは、それぞれ新公的個人認証法第四十二条の規定によ 条第一項若しくは第五十六条第一項の規定によりされている報 項の規定によりされている命令又は旧公的個人認証法第四十七

> 務等の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める 該都道府県知事又は当該指定認証機関から機構に対する認証事 的個人認証法第三十六条第一項第一号に規定する認証事務等を(機構を除く。以下この項において同じ。)が認証事務等 (旧公 正等の求めとみなす いう。以下この項において同じ。)を行っている場合における当 第三号施行日において現に都道府県知事又は指定認証機関

ては、なお従前の例による。 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につい (政令への委任)

第五〇条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い 必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定 附 則(平成二五・五・三一法二八)特に関する法律の施行に伴う関係法律整備法ではおける特定の個人を識別するための番号の利用です。

ための番号の利用等に関する法律)の施行の日から施行する。ただ この法律は、番号利用法(行政手続における特定の個人を識別する 、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (前略) 第五十条の規定 公布の日

用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 に関する法律の一部改正)、第三十二条(中略)の規定 番号利 (前略)第三十一条 (電子署名に係る地方公共団体の認証業務

定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの第四九条 この法律(附則各号に掲げる規定にあっては、当該規 の法律の規定によりなおその効力を有することとされる場合に 法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこ (罰則の適用に関する経過措置)